創薬ブースター　学生参加　確認シート

作成日：令和○年○月○日

* 学生を創薬ブースター支援テーマに主任研究者等の指示に基づいて実験補助等を行う研究協力者として参加させるにあたり、確認事項1)～5)　を全て確認した上で「□確認しました」の□をチェックすると共に、確認した制度、書類等について記載し、担当コーディネーターに提出してください。

|  |
| --- |
| 支援テーマ情報 |
| 課題番号 | DNW-xxxxxx  | 参加年度 | 令和●年度 |
| 課題名 |  |
| 確認及び提出者情報 |
| 氏名・役職 |  | [ ] 主任研究者 [ ] 分担研究者 |
| 所属機関・部署 |  |
| 対象学生情報 |
| 氏名 |  | 在籍課程 | [ ] 博士　[ ] 修士　[ ] その他 (●年) |
| 所属機関・部署 |  |
| 確認事項 |
| 1) | 創薬ブースターの支援に基づく研究に関する秘密情報に関して、学生とPI等の所属機関＊との雇用契約等により学生に対して秘密保持義務が適用されること、又は同等のことが担保されること。 |
| 確認事項1) を | [ ] 　確認しました |
| 確認した制度、規則等の名称 |  |
| 2) | 学生が参加する創薬ブースター支援テーマの研究内容が、学生が卒論等の学位取得のために実施する自己の研究テーマとは重複しないこと。 |
| 確認事項2) を | [ ]  確認しました |
| 3) | 創薬ブースターにおいて学生が生み出した発明に関して、学生とPI等の所属機関との雇用契約等により、当該PI等の所属機関の職務発明規程が適用されること。※補足：学生は実験補助等を行うため発明者となる可能性は非常に低いが、結果として発明者となってしまった場合を考慮 |
| 確認事項3) を | [ ]  確認しました |
| 確認した制度、規則等の名称 |  |
| 4) | 創薬ブースターの支援テーマへの参加に際して、学生とPI等の所属機関との間において締結する雇用契約等により、研究協力者としての対価が学生に支給されること。 |
| 確認事項4) を | [ ]  確認しました |
| 確認した制度、規則等の名称 |  |
| 5) | 学生の創薬ブースターの支援テーマへの参加が、学生の自由意思に基づく参加であること。※補足：学生がPI等による創薬ブースターの支援テーマへの参加要請に応じないとしても、PI等及びPI等の所属機関は当該学生に対して不当な扱いをしないことに留意が必要 |
| 確認事項5) を | [ ]  確認しました |

　＊**PI等**とは、主任研究者又は分担研究者をいい、**PI等の所属機関**とは、主任研究者又は分担研究者が所属する機関をいう。

**記入後に本頁を削除してください。**

記載例

創薬ブースター　学生参加　確認シート

作成日：令和5年○月○日

* 学生を創薬ブースター支援テーマに主任研究者等の指示に基づいて実験補助等を行う研究協力者として参加させるにあたり、確認事項1)～5)　を全て確認した上で「□確認しました」の□をチェックすると共に、確認した制度、書類等について記載し、担当コーディネーターに提出してください。

|  |
| --- |
| 支援テーマ情報 |
| 課題番号 | DNW-xxxxxx  | 参加年度 | 令和5年度 |
| 課題名 | ○○○○○○○○ |
| 確認及び提出者情報 |
| 氏名・役職 | ○○　○○　・教授 | ⌧主任研究者　□分担研究者 |
| 所属機関・部署 | 国立大学法人○○大学大学院医学研究科 |
|  対象学生情報　学生1名につき1枚のシートを作成 |
| 氏名 | ○○　○○　 | 在籍課程 | ⌧博士 □修士 □その他 (１年) |
| 所属機関・部署 | 国立大学法人○○大学大学院農学研究科 |
| 確認事項 |
| 1） | 創薬ブースターの支援に基づく研究に関する秘密情報に関して、学生とPI等の所属機関との雇用契約等により学生に対して秘密保持義務が適用されること、又は同等のことが担保されること。確認した書類等のAMEDへの提出は不要です。 |
| 確認事項1) を | ⌧　確認しました |
| 確認した制度、規則等の名称 | ・雇用契約書 ・○○就業規則　(守秘義務が課せられていることがわかるもの) |
| 2) | 学生が参加する創薬ブースター支援テーマの研究内容が、学生が卒論等の学位取得のために実施する自己の研究テーマとは重複しないこと。 |
| 確認事項2) を | ⌧　確認しました |
| 3) | 創薬ブースターにおいて学生が生み出した発明に関して、学生とPI等の所属機関との雇用契約等により、当該PI等の所属機関の職務発明規程が適用されること。※補足：学生は実験補助等を行うため発明者となる可能性は非常に低いが、結果として発明者と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　なってしまった場合を考慮 |
| 確認事項3) を | ⌧　確認しました |
| 確認した制度、規則等の名称 | ・雇用契約書　・○○就業規則　（職務発明規程等が適用されることがわかるもの） |
| 4) | 創薬ブースターの支援テーマへの参加に際して、学生とPI等の所属機関との間において締結する雇用契約等により、研究協力者としての対価が学生に支給されること。 |
| 確認事項4) を | ⌧　確認しました |
| 確認した制度、規則等の名称 | ・雇用契約書　 |
| 5) | 学生の創薬ブースターの支援テーマへの参加が、学生の自由意思に基づく参加であること。※補足：学生がPI等による創薬ブースターの支援テーマへの参加要請に応じないとしても、PI等及びPI等の所属機関は当該学生に対して不当な扱いをしないことに留意が必要 |
| 確認事項5) を | ⌧　確認しました |

　＊**PI等**とは、主任研究者又は分担研究者をいい、**PI等の所属機関**とは、主任研究者又は分担研究者が所属する機関をいう。